

## 1. はじめに

### 1. 1 当初の研究目的

公益財団法人 国土地理協会より助成金をいただき、取り組んだ「日本における火災保険図の全容解明と同時代の大縮尺都市地図との比較」と題する本研究の申請時に予定していた研究期間は2019年10月から2020年9月までであった。しかし、その間に、新型コロナウイルス感染症の流行があり、研究の遂行が難しくなったため、合計4度にも亘る研究期間の延長を認めていただき、結局2024年9月までの研究期間をいただいた。研究期間の延長と共に状況が変化したこともあり、当初の計画通りに研究が進んだ訳ではなく、想定外に得られた成果もあれば、残された課題もある。しかし、筆者はこれらも含めて助成いただいた本研究の成果は非常に大きいと考えている。異例ともいえる長期間に亘る研究期間をいただいたからこそ成果が得られたことを示すためにも、本報告書では、まず、研究期間中の経過について報告する。その後、通常の報告書のように、得られた成果の内容について報告する。

本研究を申請した際の目的は、次の通りであった。戦前期から昭和30年代頃までに、民間企業によって作製された日本国内の火災保険地図を対象とし、原図のデジタル化を念頭に、その全容を明らかにすることを第一の目的とした。研究資料として容易にアクセスが可能となるよう整理を進めることを考えた。さらに、同時代に作製された他の大縮尺の都市地図との比較を行い、火災保険地図の位置付けと特色を明らかにすることも目的とした。詳しくは後述するが、火災保険地図は非常に貴重かつ有用な地図でありながら、このままでは散逸する可能性があったので、できるだけ散逸を防ぎたいと考えたことも本研究を申請した動機の一つであった。

なお、本報告書は、筆者による「火災保険地図の再発見—都市整図社版「火保図」の国会図書館への寄贈と復刻版」（近代出版研究、第3号、pp.138-147、2024.4）、筆者が編集を担当する『都市整図社版火災保険特殊地図集成 戦前期東京火災保険特殊地図集成』（創元社、2024年4月から刊行継続中）に執筆した解説などの内容を再構成し、加筆修正したものである。

### 1. 2 火災保険地図の概要と本研究の対象

火災保険地図は『保険辞典』<sup>1)</sup>によれば、「火災危険の立場から特に観察して作成された図面」で、「累積危険に対する保険者の責任制限のために使用されるだけでなく、保険引受の際における物件の選択、料率決定の目的にも使用される」地図である。

日本における火災保険地図の作製者として、沼尻長治もしくは沼尻長治が昭和3(1928)年に設立した地図研究所が有名である。沼尻長治は自身が作製した火災保険地図を「火災保険特殊地図」と名づけた。そのため、本稿では一般的な名称として「火災保険地図」を用い、地図研究所と後身の一連の会社が作製した火災保険地図を指す場合は「火災保険特殊地図」と記す。火災保険特殊地図の一例を図1に示す。なお、沼尻長治と地図研究所については、5.1で述べる。

火災保険地図は、対象の市や区などの全体が描かれた「全図」、より大縮尺な「方面図」、さらに大縮尺で火災保険特殊地図の最も重要な「地番図」のほか「地番図」の範囲がわかる「索引図」などに分かれる。このうち「地番図」は数百分の1から千数百分の1程度の

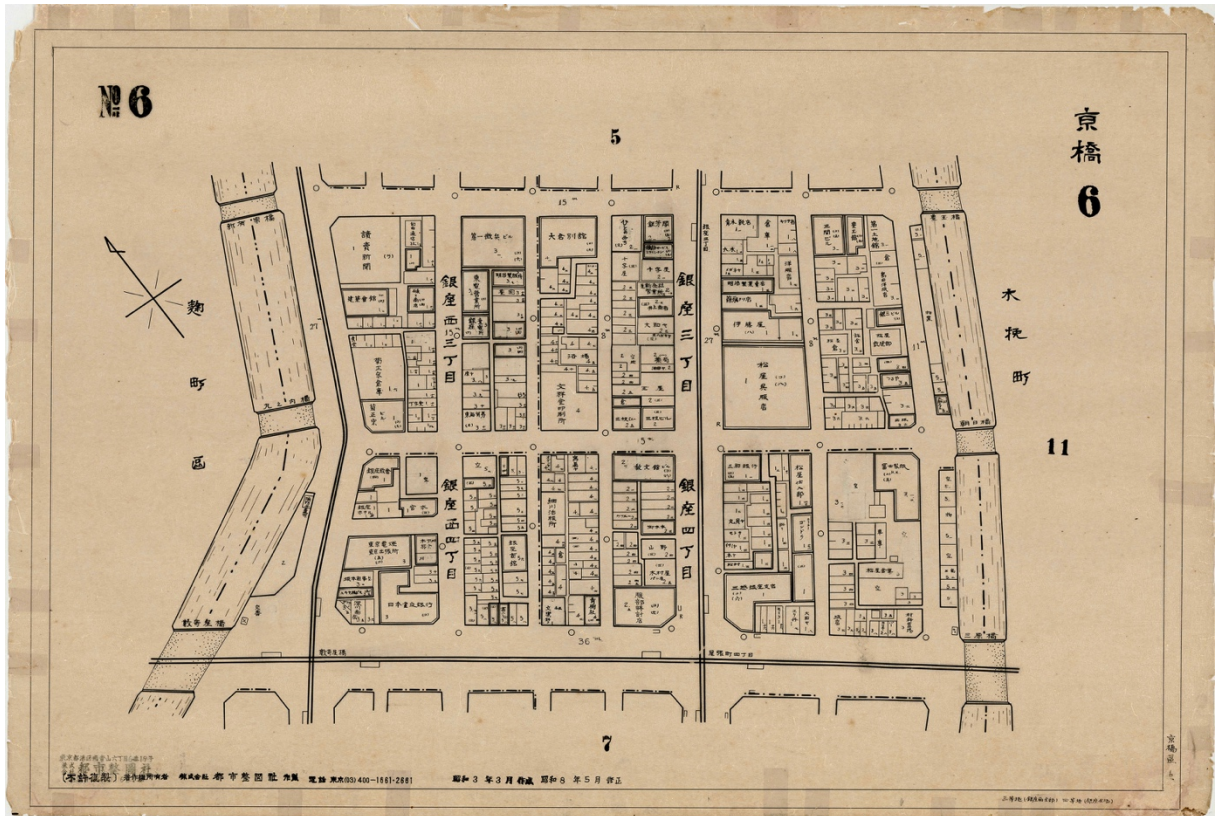


図1 火災保険特殊地図の原図の一例（京橋区 No.6，地番図）

大縮尺で、時期や対象都市にもよるが火災保険会社が必要とする様々な情報が書き込まれている。例えば、地番のほか、全てではないものの建物の概形、建物名称や居住者名、建物の構造や階高、塀の材質のほか、消火栓の位置や道路の幅員なども記入されている。なお、当該の地番図の上下左右に接続する地番図の番号が端部に記入されていることが多い。調査された当時、もしくは作製された当時の街並みの景観を立体的に把握できる、大変貴重な史料である。現在では、いわゆる住宅地図が居住者名称や建物名称が書き込まれた大縮尺の地図として一般に用いられるが、住宅地図が本格的に作製され始めたのは昭和30年代ごろ以降である。特に、戦前期においては大縮尺で、かつ前述のような情報を提供できる地図は火災保険地図以外には確認できない。

本研究では、沼尻長治もしくは沼尻長治による地図研究所とその後身の会社が作製した火災保険特殊地図を主な対象として研究を進めた。地図研究所は、後に東洋都市測量製図社、日本火保図株式会社、株式会社都市整図社と引き継がれ、(株)都市整図社は沼尻長治の子息である沼尻素光氏が承継した。昭和30年代頃まで作製が続けられた火災保険特殊地図の原図は(株)都市整図社が所蔵していたが、その一部、特に戦後期の東京を対象とした原図は昭和57(1982)年に東京都の各区区立図書館などに寄贈され、筆者が本研究に着手した時点でも(株)都市整図社では所蔵していなかった。筆者が本研究に着手した時点で(株)都市整図社が保管・保存していた火災保険特殊地図は、①戦前期東京を対象とした火災保険特殊地図の原図、②東京以外の主に東日本の地方都市を対象とした火災保険特殊地図の原図(戦前から昭和30年代頃までに作製)、③戦後から昭和30年代頃までに作製された東京を対象とした火災保険特殊地図の第二原図、④その他、に分けることがで

きた。その数量は膨大であり，かつ資料の劣化と今後の保管・保存のことを考え，まずは原図，すなわち，上記の①と②に焦点を絞って研究を進めた。

## 2. 研究の経過<sup>2)</sup>

筆者らは，本研究に着手する前に，地図研究所が作製した戦前期の台湾と樺太の火災保険特殊地図の原図の復刻出版に既に取り組んできた<sup>3)</sup>。これらの原図は，戦前期の旭川市の火災保険特殊地図と共に，千代田区立日比谷図書文化館が所蔵している。筆者は平成27（2015）年5月に同館で初めて火災保険特殊地図の原図を閲覧することができ，日本建築学会技術報告集に掲載された論文<sup>4)</sup>でその概要を報告し，他の戦前期の大縮尺都市地図と比較して有用性を指摘した。続いて，前述の復刻出版の解題・解説の中で火災保険特殊地図の全体像や作製過程，使用方法などについても言及した。

本格的に本研究への取り組みを進めようとしたところ，新型コロナウイルス感染症の流行と時期が重なり，火災保険特殊地図の原図を所蔵する（株）都市整図社を承継した沼尻素光氏のもとを訪問することができなくなった。（株）都市整図社が閉鎖された後，火災保険特殊地図の原図は沼尻素光氏の自宅に移されたが，筆者が訪問できない間に沼尻素光氏は自宅の引っ越しをされ，新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いた2022年5月ようやく新しい自宅を訪問することができ，研究が進展することになった。この時点で，異例ながら，既に2度の研究期間の延長を許可いただいたことに改めて深く感謝したい。後述するが，筆者としてはこれらの期間延長許可があったからこそ，最終的に大きな成果につながったと考えている。

この時期に，本研究を新たに仕切り直し，改めて沼尻素光氏に聞き取りを行ったところ，火災保険特殊地図の原図が正当な評価のもとに末永く保管・保存されること，できるだけ多くの皆さんに見ていただけるようにすることを希望されていた。そのため，本研究の申請時の方針，すなわち火災保険特殊地図の原図を全て閲覧して全容を解明するために総合的かつ詳細な目録を作成することを主眼とする方針を転換することとした。つまり，まず，多量の火災保険特殊地図の原図の保管・保存を引き受けてくれる図書館などを探し，受け入れの際に先だて多量の原図のスキャンを行って目録を作成するという方針に転換した。また，このスキャンデータを用いて，多くの人々が火災保険特殊地図に容易にアクセスできるように復刻出版することも考えた。

はじめに，前述の台湾と樺太の火災保険特殊地図を所蔵する千代田区立日比谷図書文化館に受け入れを打診した。しかし，あまりに多量の原図であるために，書架のスペースの都合から受け入れは難しいとの返答であった。次いで，国立国会図書館に打診したのは2022年7月であった。受け入れの検討が始まったが，国立国会図書館の「資料収集の指針」に適合しない可能性があること，またオイルペーパーの資料はこれまで受け入れたことがないために保管・保存のノウハウがないとのことであり，受け入れの検討は難航した。この時点でさらにもう1度，合計3度目の研究期間の延長を申請したが，この時も許可いただくことができた。その後，国立国会図書館側も火災保険特殊地図の原図の状態を確認し，様々な検討を経て，2023年2月にはようやく受け入れが可能である旨の連絡があった。

次に，国立国会図書館への寄贈のためには目録が必要であったので，寄贈の前に全ての

原図をスキャンして、スキャンデータをもとに目録を作成することになった。スキャン作業の依頼先を選定し、2023年5月に沼尻素光氏が保管・保存されていた火災保険特殊地図の全ての原図を5箱のA1判の大きな段ボール箱に積み込み、スキャン作業の依頼先に搬入した。5月に1度、6月に2度、7月に1度、8月に1度、スキャン作業の依頼先を訪問し、原図の整理、スキャン作業のための準備、国立国会図書館への寄贈のための準備を進めた。この時点でさらにもう1度、合計4度目の研究期間の延長を申請したが、この時も許可いただくことができた。この時点で研究を終えると、目録の作成を終えるだけになりそうであったので、筆者としては延長の許可をいただけたことに安堵した。原図の整理やスキャン作業などと並行して7月から目録の作成を始め、9月25日に国立国会図書館に運び込んだ。戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図の原図と関連する原図で約1,620葉、戦前期と戦後期の地方都市を対象とした火災保険特殊地図の原図で約2,540葉、約4,160葉の原図を国立国会図書館で受け入れていただくことができた。

本研究の申請時には、原図のデジタル化を念頭に、その全容を明らかにすることを第一の目的としていたが、これらの一連の作業によって、目録を作成して全容を明らかにできたばかりか、原図のデジタル化も行うことができ、さらに国立国会図書館に原図を受け入れていただくことで半永久的に保管・保存が可能となった。これは、当初の予想を遙かに上回る大きな成果であると考えられる。

国立国会図書館への寄贈の後、復刻出版の刊行に取り組み始めた。ただし、スキャンできた火災保険特殊地図の原図の数量が多いため、まずは、戦前期の東京を対象とした原図の復刻出版から取り組むこととした。その際、国立国会図書館が受け入れた戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図の原図の中には、日本橋区と目黒区の原図が確認できなかった。一方で、(株)都市整図社が作成した目録の上では確かに原図が作製されたことになっていた。そこで、関係機関に連絡したところ、日本橋区の原図は中央区立京橋図書館が、目黒区の原図は目黒区めぐろ歴史資料館が所蔵していることが判明した。両館に協力を依頼したところ、快く承諾していただき、原図のスキャンを行うことができたので、これら2区の原図もあわせて復刻出版の準備を進めている。さらに、整理作業の途中で川崎市教育委員会地名資料室も火災保険特殊地図の原図を所蔵していることが判明した。2023年11月に地名資料室を訪問した結果、2018年に復刻出版した台湾の火災保険特殊地図のうちの基隆の別系統の原図を所蔵しているほか、幾つかの地方都市の火災保険特殊地図の原図を所蔵していることも確認できた。このような作業を通して、少なくとも戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図については、現存している原図はほぼ全てスキャンできたと考えられる。

復刻出版では原図を用いた原寸での復刻を目指した。戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図は現在でも東京都立中央図書館や当該の区立図書館などで閲覧することができる。しかし、これらの火災保険特殊地図は原図を縮小して作製された「第二原図」からの複製物であり、原図に比べて解像度が低く、写り込んでいる汚れが多いため、情報が読み取りにくいことが多い。しかし、原図を用いて復刻出版を行うことで、高解像度で汚れの少ない火災保険特殊地図が閲覧できる。ただし、費用の面からカラーでの印刷は諦めざるを得ず、グレースケールでの印刷である。原寸での復刻については、火災保険特殊地図の原図を左右に分割してそれぞれを90度回転させ、見開きA2判の大きさに2面に分けて

掲載することにした。さらに、地図の全体像を把握しやすいようにと考えて、原図を約 70% に縮小して見開き A2 判で掲載することにした。つまり、一枚の原図に対して見開きで 3 面、A3 判で 6 頁をあてることになる。書籍の流通のことを考えると縦置き A3 判、見開き A2 判の大きさが限界であった。

その後、本研究の研究期間が終了する 2024 年 9 月末までに、前述の復刻出版のための作業と解説の執筆作業を行うことが、本研究の進展に寄与した。紙幅の関係から全てを報告することは難しいが、5. でその一部について報告する。

### 3. 火災保険地図に関する先行研究<sup>5)</sup>

#### 3. 1 火災保険地図そのものに関する先行研究

##### (1) 地図研究所とその後身の会社による日本国内の火災保険地図に関する研究<sup>6)</sup>

火災保険地図そのものに関する先行研究はそれほど多いわけではないが、まずは、井沢の「沼尻長治の火災保険地図について」<sup>7)</sup> (以下、本章では書籍名や論文題目を示す際には副題などは省略) が挙げられる。沼尻長治による地図研究所とその後身の会社が作製した火災保険特殊地図の内容と使われ方が紹介されている。ただし、井沢は火災保険特殊地図を実際に使っていないようであり、井沢の前の世代からの教示によるようである。また、沼尻長治による「営業経歴書」が掲載され、火災保険特殊地図の作製の経緯などに関する 1980 年代前半における沼尻長治に対する聞き書きである『秘伝夢之地図』についても掲載されている。

次いで、牛垣の「昭和期における大縮尺地図としての火災保険特殊地図の特色とその利用」<sup>8)</sup> も火災保険特殊地図に関するかなり早い時期の論文であり、火災保険地図そのものに関する研究の中でも基本文献というべき論文である。この論文では、まず、沼尻長治による地図研究所とその後身の会社が作製した火災保険特殊地図の作製の背景や方法のほか、記載内容として対象地域、縮尺、方位、地図記号について詳細に述べている。東京を対象として第二次世界大戦前に作製された火災保険特殊地図の数量と昭和戦後期に作製された数量を区ごとに示すだけでなく、地方都市を対象として作製された火災保険特殊地図の数量も示している。さらに、火災保険特殊地図を用いた市街地復元の可能性、特に土地利用や建物用途の復元の可能性にも言及し、実際に東京の神楽坂地区での復元事例を紹介している。また、牛垣は『日本都市史・建築史事典』<sup>9)</sup> でも、項目「近代都市を描く地図」(pp. 560-561) で火災保険地図と後述の京都市明細図について解説している。

##### (2) 京都市明細図に関する研究

京都市を対象として作製された火災保険地図として「京都市明細図」が知られている。京都市明細図は京都府立京都学・歴彩館(旧 京都府立総合資料館)が所蔵し、昭和 2(1927)年頃までに大日本聯合「火災保険協會京都地方會」が作製して昭和 26(1951)年頃まで更新や追記がなされた火災保険地図である。昭和 20(1945)年頃には京都府の都市計画関係部局が所蔵して利用していたとされる。なお、加筆や着色、更新図の貼付などが施されていない、長谷川家所蔵の版もある。更新図の貼付は沼尻長治による地図研究所とその後身の会社が作製した火災保険特殊地図にはない特徴である。

京都市明細図については立命館大学文学部地域研究学域の研究グループによって研究が



進められ、日本国内を対象として作製された火災保険地図の中でも、最も研究が進んでいるといえよう。京都市明細図そのものに関しては、例えば、前述の立命館大学の研究グループらが執筆した『地図で楽しむ京都の近代』<sup>10)</sup>に収録された、河角直美の「長谷川家住宅所蔵『京都市明細図』を読む」と「京都府立京都学・歴彩館所蔵『京都市明細図』を読む」などがある。

立命館大学の研究グループ以外では、山近が「京都市明細図の作製および利用過程に関する一考察」<sup>11)</sup>で原図への更新情報の追加方法を分類した後に更新情報そのものの内容も詳細に検討し、さらに他の火災保険地図との関連を検討している。また、渡邊が「京都市明細図の作成に関する遡及的検討」<sup>12)</sup>で記載情報や表紙、索引図に基づく作製時期の検討を行い、明治末期から大正初期に京都市明細図の原型が作製されていたこと、大日本聯合火災保険協会京都地方会自身が「作成」したのではなく、同会による「編製」であった可能性を指摘している。

### (3) 外地の火災保険地図に関する研究

第二次世界大戦終戦前のいわゆる「外地」を対象として作製された火災保険地図については、前述のように筆者らが「日比谷図書文化館所蔵の樺太・台湾・旭川の火災保険特殊地図」<sup>4)</sup>で、その概要を報告した。沼尻長治による地図研究所が作製した台湾と樺太の火災保険特殊地図の原図が千代田区立日比谷図書文化館に所蔵されている。また、理由は不明であるが、旭川市の火災保険特殊地図の原図17葉も同館に所蔵されている。台湾の原図は合計237葉で昭和8(1933)年から翌昭和9(1934)年頃に作製された。一方、樺太の原図は合計127葉で、昭和9(1934)年頃に作製された。なお、台湾と樺太以外の朝鮮や関東州、南洋群島などを対象とした火災保険地図は現段階では確認できておらず、作製された可能性も低いと考えられる。

千代田区立日比谷図書文化館所蔵の火災保険特殊地図の原図のうち、台湾と樺太の原図は筆者らが『戦前期外地火災保険特殊地図集成』<sup>3)</sup>として復刻出版した。『台湾版①』の別冊に収録した「戦前期台湾の火災保険特殊地図」(pp. 3-19)では、沼尻長治による地図研究所が作製した火災保険特殊地図の概要をまとめ、大正13(1924)年12月に大日本聯合火災保険協会内に「第四部『火災統計』及『火災地図』編纂」特別委員会が新設されたことが地図研究所の設立に影響したと推測した。また、台湾の火災保険特殊地図の全体的な構成や作製の経過と都市ごとの構成も述べた。さらに、戦前期台湾における大縮尺の都市地図との関係を検討し、特に土地調査事業によって作製された地籍図と火災保険特殊地図の地番図が類似していることを指摘した。最後に、台湾都市史研究の進展に対する火災保険特殊地図の寄与の可能性についても述べた。

『樺太版』の別冊に収録した「戦前期樺太における大縮尺の都市地図」(pp. 3-23)では、樺太を対象とした大縮尺の都市地図の一部として火災保険特殊地図を位置づけた。これは現在確認できる戦前期の樺太の大縮尺の都市地図が少ないことが理由で、火災保険特殊地図に加えて、北海道立文書館所蔵の樺太庁文書所収の都市地図や旧版海図までも収集して全体像を把握することに努めた。さらに、千代田区立日比谷図書文化館所蔵の樺太の火災保険特殊地図の地番図は土地整理調査で作製された地籍原図を写しとった地図と考えられること、地番図が見出せなかった都市の市街図は区画測設の成果を用いて作製されたと考えられる樺太庁発行の市街図を写しとった地図と考えられることなども指摘した。

### 3. 2 火災保険地図を利用した先行研究と今後の利用の可能性

火災保険地図そのものに関する研究に比べて、火災保険地図を利用した研究は多い。建物の構造などに関する情報は現在よく知られている住宅地図には記されていないが、火災保険地図からは読み取ることができる。そのため、火災保険地図を利用した研究には建物の構造などに関する情報を利用した建築学分野や都市計画学分野の研究が多い。

#### (1) 東京の火災保険地図を利用した研究

建築学分野や都市計画学分野の比較的早い時期の研究として、田中の『帝都復興と生活空間』<sup>13)</sup>が挙げられる。大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災から復興する過程で、被災後のそれぞれの敷地の利用がどのように変容したのか、すなわち建物の形状や配置、用途、権利関係、さらには居住者の属性などの変容を明らかにするための資料/史料の一つとして火災保険特殊地図を利用している。実際には、多数の資料/史料を組み合わせ「帝都復興事業」の実際を具体的に描き出しているが、沼尻長治による地図研究所が作製した火災保険特殊地図が提供する情報はその中でも非常に有用な情報であったと考えられる。この手法をさらに後の時期である第二次世界大戦の戦災から復興する過程に応用した研究と捉えられるのが石樽の『戦後東京と闇市』<sup>14)</sup>である。同時に、現在につながる東京のターミナルの形成過程も明らかにしているが、その際に非常に有用であったと考えられるのが、多数の復原図を作成する際に利用された火災保険特殊地図である。両者の研究では様々な資料/史料を組み合わせているとはいえ、火災保険特殊地図が研究の深化に大きく寄与したと考えられる。

また、波多野らの「江戸組屋敷跡地における空間構造及び土地所有形態の継承性に関する研究」<sup>15)</sup>では、現在の文京区小日向と新宿区中町・南町を対象に、火災保険特殊地図などを利用して昭和初期の土地の敷地割りと所有者属性を明らかにしている。鹿内らの「明治以降の日本橋における魚河岸の歴史の変遷に関する研究」<sup>16)</sup>では、日本橋の魚河岸を対象に、火災保険特殊地図などを利用して関東大震災後に震災復興事業が進められた後の時期の土地利用を明らかにしている。一方、松井らの「神楽坂花街における町並み景観の変容と計画的課題」<sup>17)</sup>や山崎らの「近代における吉祥寺のミチの形成過程に関する考察」<sup>18)</sup>では、細かな路地を含めた街路網や、公道だけではなく私道も含めた通路空間の復元にも火災保険特殊地図を利用している。火災保険地図では火災が起きた際の延焼の可能性の検討のために、大縮尺で示す道路や路地の位置とその幅員に関する情報も描き込まれており、両者の研究ではこれらの情報に有用性を見出したと考えられる。

地理学分野では、前述の牛垣が「東京の都心周辺地域における土地利用の変遷と建物の中高層化」<sup>19)</sup>と「東京都千代田区秋葉原地区における商業集積地の形成と変容」<sup>20)</sup>で、それぞれ新宿区神楽坂地区と千代田区秋葉原地区を対象に、火災保険特殊地図を利用している。前者では、土地利用、すなわちどのような業種が立地していたのか、また建物規模はどの程度であったのか、を大正末期と昭和20年代について明らかにしている。後者では、戦後期に電気専門店街が形成された秋葉原地区の昭和29(1954)年当時の電気店の分布を明らかにしている。

#### (2) 京都市明細図を利用した研究

前述のように京都市明細図に関する研究は他の火災保険地図に関する研究よりも進んでおり、京都市明細図を利用した研究も前述の立命館大学文学部地域研究学域の研究グルー

プの研究を含めて幾つもある。同グループらによる前述の『地図で楽しむ京都の近代』<sup>10)</sup>には、河角の『『京都市明細図』占領期の京都』と『『京都市明細図』と洪水の歴史』が収録されている。前者では、同グループとの共同研究の成果として刊行された西川の『古都の占領』<sup>21)</sup>で京都市明細図が果たした役割が解説されている。西川の『古都の占領』<sup>21)</sup>では、京都市明細図などの地図によって喚起された記憶を含む様々な資料/史料や情報を組み合わせて、見えなくされてきた第二次世界大戦後の7年間の京都の占領期を読み解き、占領とは何かを考えている。後者では、京都市明細図から過去の河川景観と地形を類推し、洪水との関係を検討している。また、加藤らの「近代京都における主要商店街の店舗復原」<sup>22)</sup>では、京都市明細図と様々な資料/史料を組み合わせ、店舗の立地を同定することで戦前期の商店街の景観を復元しようとしている。

一方、建築学分野では、三森らの「建築基準法制定時における京都・都心部の空間構造」<sup>23)</sup>と「京都・都心部の無接道敷地における接道状況と敷地形状から見た変容とその要因」<sup>24)</sup>がある。これらの論文では、京都市の中心部を対象に、京都市明細図の最後の訂正・加筆が行われた時期である昭和26(1951)年当時の敷地割り、土地利用、路地の分布、建物の建ち並びなどを、京都市明細図を利用して再現し、路地に面した敷地のその後の変容を分析している。

### (3) 外国の火災保険地図を利用した研究

外国の火災保険地図を利用した地理学分野の研究には、河原の『カナダにおける日本人水産移民の歴史地理学研究』<sup>25)</sup>や寺阪の「火災保険図によるイスタンブール商業地域の景観変遷」<sup>26)</sup>などがあり、前者ではカナダ、後者ではトルコの火災保険地図を利用している。

河原の研究<sup>25)</sup>では、戦前期にカナダ西部のブリティッシュコロンビア州に移住して漁業や水産加工業、造船業などの水産業に携わった日本人の詳細を明らかにするための重要な資料/史料の一つとして、ブリティッシュコロンビア州火災保険協会が作製した火災保険地図を利用している。火災保険地図と地番が付されている住所氏名録などの様々な資料/史料を突き合わせて、どのような人々がどのように水産業に従事していたのかを明らかにしている。

寺阪の論文<sup>26)</sup>では、イスタンブールの旧市街商業地区を対象に、ハーン(隊商商人の宿泊機能、地場商人の取引・事務所機能、倉庫機能、製造の場を併せ持つ施設)を中心として20世紀初頭の景観を復元している。その際、Charles E. Goad社が1904年から1905年にかけて作製した火災保険地図とJacques Pervititchが1922年から1945年にかけて作製した火災保険地図の復刻版を利用している。

同じくイスタンブールの火災保険地図を用いた建築学分野の研究に、宍戸の「20世紀初頭イスタンブールにおけるカフェの建築形態と立地環境に関する研究」<sup>27)</sup>がある。イスタンブールの各地区のどこにどのくらいカフェが立地し、それらはどのような建築の構造を有していたのかを分析している。

### (4) 火災保険地図の今後の利活用の可能性

本稿で言及した先行研究における火災保険地図の利用目的や利用方法に着目すれば、次のような6つの視点が抽出でき、これらの視点は火災保険地図を利用する今後の研究のヒントや参考になると考えられる。もちろん、これら以外の火災保険地図の新しい利活用目的や利活用方法を探り、新しい研究を切り拓く可能性も十二分にあり得る。



①土地の所有や管理と土地の利用に焦点をあて、その変遷にも注目する。さらに一歩進めて、街なみ景観の復元も目指す。

火災保険地図が提供する敷地割り、建物の構造や階高、用途などの情報に着目することで、敷地や建物を一つ一つ検討する研究であり、先行研究の中でも最も多い視点と考えられる。前述の先行研究では、田中<sup>13)</sup>や石榑<sup>14)</sup>の研究、波多野ら<sup>15)</sup>や鹿内ら<sup>16)</sup>、牛垣<sup>19)</sup>、三森ら<sup>23), 24)</sup>の論文がこれにあたる。また、加藤ら<sup>22)</sup>や寺阪<sup>26)</sup>の論文では建物単体だけではなく、街なみ景観の復元も目指している。

②特定の業種や建物の用途に焦点をあて、その分布や変遷にも注目する。

沼尻長治による地図研究所とその後身の会社が作製した火災保険特殊地図には表記のブレはあるものの、飲食店関係だけでも「カフェー」や「料理屋」、「食堂」、「喫茶店」、「ミルクホール」、「ソバヤ」などの書き込みが確認できる。電気店に着目した牛垣<sup>20)</sup>やカフェに着目した穴戸<sup>27)</sup>の論文のように、特定の業種や建物の用途に着目する研究として様々な利活用が考えられる。

③道路網や路地網に焦点をあて、その変遷にも注目する。

火災保険地図では隣接する街区への火災の延焼の可能性を評価するために、街区を隔てる道路や路地の位置とその幅員の情報も重要である。松井ら<sup>17)</sup>や山崎ら<sup>18)</sup>の論文のように、前述の①や②での火災保険地図の利用では「図と地」の関係の「地」(背景)にあたる情報に、逆に「図」として焦点をあてて利活用することも考えられる。

④かつての地形や自然景観を読み解く。

沼尻長治による地図研究所とその後身の会社が作製した火災保険特殊地図には、数メートル間隔の等高線のほかに土手や石垣が描き込まれていることもあり、現在とは大きく異なる河川や海と陸地との境界の様子も読み取れる。河角の『『京都市明細図』と洪水の歴史』のように、火災保険図からはかつての地形や自然景観を読み取ることもできよう。

⑤建物の所有者や居住者の情報と人との関係に注目する。

河原<sup>25)</sup>の研究ではカナダで作製された火災保険地図と人との関係に着目し、個人史の把握につなげている。日本国内を対象として作製された火災保険特殊地図でも同様に人との関係に着目して研究を進めることは十分に考えられる。ただし、その際には、後述するが、個人情報の問題や人権の問題への十分な配慮が必要である。

⑥「時代」を読み解く。

西川<sup>21)</sup>の研究は、第二次世界大戦後の7年間に亘る京都の占領とは何であったのかを読み解く試みと捉えられる。土地や建物、道路などに着目するだけではなく、さらに大きな視点から「時代」を読み解く際にも火災保険地図を利活用できる可能性が考えられる。

## 4. 火災保険特殊地図の全体像

### 4. 1 火災保険地図の意義と問題点<sup>28)</sup>

#### (1) 火災保険地図の意義

火災保険地図は戦前期の街並みの景観を立体的に把握できるほぼ唯一の地図であり、この点に火災保険地図の最大の意義の一つがある。特に、東京は度重なる空襲を受けて戦前と戦後で大きく街並みの景観が変わり、さらにその後の発展によっても現在の東京の街並

みから戦前期の街並みを想像することは難しい。戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図がなければ、戦前期の東京市の街並みの景観を広い範囲に亘って復元することは不可能といっても過言ではない。本研究の遂行によって、これまでより容易にかつ網羅的に火災保険特殊地図を閲覧できるようになったことは、今後の各種の研究の深化に大いに貢献すると考えられる。

今日よく用いられる株式会社ゼンリンの住宅地図は、前身の善隣出版社が昭和 27 (1952) 年に発行した『住宅案内図』が始まりである<sup>29)</sup>。ただし、当時の住宅地図は「見取り図方式で、地形、縮尺などの精度もバラバラ」であった。「見取り図方式」の地図とは「距離・方位・接続などの正確さよりも“誰の家がどこにある”ということがわか」る地図との意味であり、時には右側に曲がる道も左側に曲げて描いたようである。この時点での住宅地図はデフォルメされた「絵図」に近く、地図としての精度は低かった。

(株)ゼンリンの前身であり、小倉市(現在の北九州市)に本社を構えた有限会社善隣図書出版社が本格的に東京に進出したのは、昭和 42 (1967) 年に関東地方を基盤とした株式会社三洋堂と日本広飾企画研究所を合併してからであった。したがって、東京都を対象としたゼンリンの住宅地図はおおむね昭和 40 年代以降のものになる。ただし、東京都を対象としてそれ以前に発行された住宅地図として『(町別・戸別・職業別)東京都全住宅案内図帳』(住宅協会東京支所 発行販売)を東京都内のいくつかの区立図書館などで確認した。

『東京都全住宅案内図帳』は昭和 33 (1958) 年 12 月に「全都完成記念号」として中央区の地図を発行しているため、それ以前の昭和 30 年代に各区と都内市町の地図が発行されたと考えられる。この『東京都全住宅案内図帳』にも、現在の住宅地図のように建物名称や住宅の居住者名などが記入されているが、地図としてはデフォルメされて精度は低く、建物概形なども描かれていない。

一方、人文地理学分野の山田誠は戦前期の東京を対象とした 3,000 分の 1 程度の縮尺の住宅地図に類する地図がいくつか確認できると指摘している<sup>30)</sup>。また、山田は商工業者の位置や名称が掲載された「商工案内図」の存在も指摘しており、その中でも大正 6 (1917) 年から昭和 17 (1942) 年までの間に継続して発行された「大日本職業別明細図」が有名である。「大日本職業別明細図」は戦後に「日本商工業別明細図」と改称されて昭和 23 (1948) 年から昭和 38 (1958) 年まで発行された。両者はともに東京市や東京都をはじめ全国各地の都市を対象としており、縮尺は数千分の 1 から一万数千分の 1 程度と推測される<sup>31)</sup>。さらに、数千分の 1 から一万数千分の 1 程度の縮尺で、戦前期の東京市の各区の全体を示す区分図も発行された。これらの区分図には地番は記入されているが、建物に関する情報は公共建築物の位置や名称が主であり、住宅の居住者名はほとんど記入されていない。

したがって、戦前期の東京市を網羅的に対象とした数百分の 1 から千数百分の 1 程度の大縮尺かつ精確な都市地図は火災保険地図以外には確認できないといえよう。火災保険特殊地図を用いれば、関東大震災によって街並みの景観が大きく変わってしまった後から、空襲で街並みの景観が再度大きく変わってしまう前までの時期を対象として、街並みの景観を立体的に把握し、復元することができる。そのため、火災保険特殊地図の持つ意味は大きく、土地の利用の変容を詳細に捉えることができる時期がこれまでよりもさらに遡ることができ、研究の深化の面でも多くの可能性が広がる。火災保険特殊地図によって東京の街並みの景観が変容する様子をつぶさに捉えることができるようになるといえよう。

## （２）火災保険地図が抱える問題点

その一方で、火災保険地図は大縮尺の都市地図であり、詳細な情報を提供できるが故に、その利用の際には注意が必要な重要な問題もある。個人情報の問題と人権の問題であり、後者は特に、下層社会もしくは都市下層<sup>32)</sup>と被差別民もしくは被差別部落<sup>33)</sup>に関する問題である。

今日よく用いられる住宅地図とは異なり、少なくとも戦前期の東京市の火災保険特殊地図には全ての建物名称や住宅の居住者名が記入されている訳ではない。さらに、建物の所有者や住宅の居住者名として名字だけが記入されていることも多い。火災保険特殊地図と今日の住宅地図の性格の違いを考えれば、火災保険特殊地図では建物の所有者名や住宅の居住者名に関する情報はそれほど重要ではなかったと推測するのは容易である。

火災保険特殊地図は火災保険の業務に役立てるために作製されたことから、まずは火災保険の加入者の建物や住宅の位置を現地に赴かずに保険会社の社内で特定するために、地番の情報が必要であったと推測される。次に、火災保険の加入者の建物や住宅の周囲の火災のリスクがどの程度かを知るために、周囲の建物や住宅の構造などに関する情報が必要であり、建物の所有者名や住宅の居住者名はあくまで副次的な情報であったと考えられる。これらのことを考えれば、火災保険特殊地図の作製にあたって建物や住宅を一軒一軒戸別に訪問して調査する際の優先順位は、建物の所有者名や住宅の居住者名に関する情報の収集よりも、建物や住宅の構造や階高、塀の有無や材質に関する情報の収集の方が高かったと理解できる。

したがって、火災保険特殊地図に記入された個人情報は何らかの問題が生じるほどの情報量ではなく、問題が生じる可能性はそれほど高くないと考えられる。しかしそれでも、居住者名として名字だけではなく氏名まで記入されている事例があることも確かである。また、名字だけが記入されている場合でも、特殊な名字や著名人であれば、個人を特定できる可能性がある。そのため、火災保険特殊地図を利用するにあたっては個人情報の問題があることに十分注意する必要がある。

また、少なくとも戦前期の東京市には不良住宅地区が存在した。不良住宅地区はスラムや「貧民窟」などともよばれた地区で、低所得者が住む小規模な木造住宅や長屋などが密集して建ち並び、劣悪な住環境のために衛生上も問題があった地区である。明治期には内務省地方局が、大正期から昭和戦前期には東京市社会局などが、都市下層もしくは下層社会の実態についての調査を行った<sup>34)</sup>。このうち、昭和6(1931)年に東京市社会局が実施した不良住宅地区の調査結果<sup>35)</sup>をもとに、戦前期の東京市の旧市域の15区内で戸数が比較的多く規模の大きい不良住宅地区の様子を火災保険特殊地図で確認した。これらの地区では、特に長屋が多いが、住宅の居住者名や建物の所有者名はほとんど記入されておらず、長屋や小規模な住宅の概形が描かれていることがほとんどであった。この点からは、火災保険特殊地図によって当該の地区の居住者個人を特定することはかなり難しいといえる。

一方で、火災保険特殊地図からは不良住宅地区にどのような長屋や住宅が建っていたのかが判明するため、火災保険特殊地図は重要な記録の一つと位置付けることができる。これらの地区の実態に対するより正しく、より深い理解が進み、また当時の住環境についてのより実証的かつ客観的な研究が進むことが差別をなくすことに繋がるのではないかと考えられる。ただし、火災保険特殊地図には当時の町名や番地が克明に記入されているので、

現在の地図と対応させれば当該の地区の範囲が判明してしまうという重大な問題を抱えている点には十分注意する必要がある。

また、少なくとも戦前期の東京市には木賃宿が集まる「木賃宿街」も存在した。「ドヤ街」などともよばれた地区で、宿泊者は日雇い労働者であることが多く、現在でいう簡易宿所が建ち並ぶ地区である。戦前期に東京市社会局嘱託や主事として都市下層もしくは下層社会の実態調査を行った草間八十雄は、その著作で深川区の木賃宿について述べている<sup>36)</sup>。当該の地区の様子を火災保険特殊地図で確認したところ、ホテル名や旅館名は記入されているが、建物の所有者名は記入されていなかった。前述のように火災保険特殊地図の性格を考えれば当然ともいえ、ホテルや旅館の所有者が火災保険に加入する可能性が低かったと考えられる。建物の名称は調査したものの、建物の所有者名までは調査しなかった可能性が高い。したがって、少なくとも戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図に描かれた木賃宿街に関する情報は、個人情報の問題や人権の問題について何らかの問題が生じるほどの情報量ではない可能性が高いと考えられる。

さらに、戦前期の東京市の遊郭として有名な吉原と州崎の様子も火災保険特殊地図で確認したところ、貸座敷（待合）の名称が記入され、あわせて氏名が記入されていることもあった。記入された氏名はいわゆる源氏名ではなく、男性の氏名と推測される氏名も多いため、経営者名であると考えられる。少なくとも戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図に描かれた遊郭に関する情報では、経営者の個人情報の問題や人権の問題については注意する必要があるが、娼妓の個人情報の問題や人権の問題について何らかの問題が生じるほどの情報量ではないと考えられる。

最後に、被差別民もしくは被差別部落についてである。戦前期の東京市内にも被差別部落があったと指摘されている<sup>33)</sup>。ただし、詳細な位置まではわからないことが多い。まず、前述の不良住宅地区と関係のある被差別部落があると指摘されている一方で、被差別民もしくは被差別部落の問題イコール不良住宅地区の問題という訳ではない点には注意が必要である<sup>33)</sup>、<sup>37)</sup>。次に、被差別部落と関係がある不良住宅地区があった場合でも、不良住宅地区についての前述の検討と同じように、火災保険特殊地図によって当該の地区の居住者個人を特定することはかなり難しいといえる。したがって、この点では、少なくとも戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図と被差別民もしくは被差別部落の問題が直接繋がる可能性は高くないと考えられる。しかし、火災保険特殊地図を利用する際には差別に繋がるような利用はしないように十二分に注意したい。さらに、火災保険特殊地図の利用が被差別民もしくは被差別部落の問題に対するより正しく、より深い理解に少しでも寄与し、差別の解消に少しでも繋がることを切に願いたい。

#### 4. 2 火災保険特殊地図の全体像<sup>38)</sup>

##### (1) 戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図の原図の一覧

現時点で存在が確認できた戦前期の東京市を対象とした火災保険特殊地図の原図の一覧を表1に示す。表1には、「共集組合図」や「共集図」などのように地図中に消火栓が示されていない地図、すなわち狭義の火災保険地図ではない地図の原図は含めていない。表1には、原図の数量とそのうちの全図もしくは索引図の数量、地番図の数量を示した。「全図」は当該の区の全域が描かれた地図であり、「索引図」は「地番図」の範囲がわかるなど、何

らかの索引機能があるか、「索引」などと書かれた地図である。表1の通り、全図もしくは索引図は全ての区で確認できたわけではなく、区によっては当初から作製されなかった可能性も高い。また、地番図の内容と発行時期、別系統の地番図がある場合はその内容、さらに当該の区のうち地番図の現存が確認できたおおよその範囲を示した。なお、これらの原図の多くは、おおよそ四六半裁判（545mm×788mm）の大きさである。

各区の地番図のうち、地番図に掲載された範囲は同じながら、最初に作製された後に変更があった箇所を修正して再度作製された地番図も確認できた。数年以内の修正であり、昭和戦前期の短い時期における街並みの景観の変容を明確に捉えることができるので、非常に有用かつ貴重な史料といえる。なお、作製時期が異なるシリーズについては表1中では「/」で示した。さらに、地番図が示す範囲が異なるなどのように別系統の原図も少ないながら確認できた。沼尻長治もしくは沼尻による地図研究所、さらにはその後身の会社が作製した火災保険特殊地図に限っても、現存している原図よりもさらに多くの火災保険特殊地図が作製された可能性が高い。既に失われてしまった可能性が高いが、今後、探索を試みたい。

本研究の遂行によって確認できた限りでは、16葉の全図もしくは索引図、1,512葉の地番図、合計1,528葉の火災保険特殊地図の原図が確認できた。最も数多く原図が確認できたのは戦前期の東京市の旧市域のうち芝区で129葉、逆に昭和7（1932）年に設置された新市域の20区のうち、荏原区、滝野川区、王子区、城東区、江戸川区の5区は確認できなかった。また、向島区は1葉のみ、浅草区は2葉のみ確認できた。浅草区については、（株）都市整図社に残る目録に「日本橋三丁目東京工業写真社に原図焼付のためあづけ（ママ）たおり空襲の為焼失した（長治記録）」との覚え書きがあり、現存しない可能性が高い。なお、前述のように日本橋区の原図は中央区立京橋図書館が、目黒区の原図は目黒区めぐろ歴史資料館が所蔵している。

（株）都市整図社は2023年9月の時点で戦前期の東京市を対象とした火災保険特殊地図の目録を少なくとも2種類所有していた。そのうちのより古いと考えられる手書きの目録は、遅くとも昭和60（1985）年頃に作成されたと考えられる。なお、この目録にはさらに古い時期に作製された目録が存在した旨の記述があるが、本研究を進める際に確認した限りでは、さらに古い目録は確認できなかった。表1とこれらの目録の内容は概ね一致していたが、表1に示した地番図以外の地番図の存在も記載されていた。例えば、麻布区では40葉程度の「町内図」が昭和17（1942）年に作製されたようである。浅草区では少なくともさらに3葉の地番図が目録に掲載されていた。このうちの1葉は川崎市教育委員会地名資料室で原図の所蔵が確認できたが、他の2葉は現段階では確認できていない。また、目録には淀橋区で現存が確認できなかったNo.16からNo.27の12葉の地番図と荒川区のNo.1からNo.3の3葉の地番図が掲載されていた。これらの地番図は（株）都市整図社が複製物（いわゆる「第二原図」）のみを所蔵していた可能性がある一方で、原図が近年になってから散逸してしまった可能性もある。

また、原図の現存が確認できた場合でも、連続する全ての原図が確認できなかった区も多く、例えば、神田区では他の地番図と同じ時期に作製されたNo.27の原図が確認できなかった。しかし、例えば、麴町区ではNo.1からNo.54まで連続して原図が確認できたことから、神田区のNo.27は作製されなかったのではなく、作製後に何らかの理由で（株）都

表1 戦前期の東京市と対象とした火災保険特殊地図の原図の一覧

番号	区名	全図 数量 /索引 引図	地番 図	地番図の内容 (/は異なる作製時期のシリーズ, []内は発行時期)	別系統の地番図 (/はさらに異なる系統, []内は発行時期)	当該の区域のうち地番図の現存が確認できる範囲
1	麹町区	70	1 69	No. 1~No. 54 [S9~S10] / No. 8~No. 15, No. 31~No. 36, No. 38 [S13]		ほぼ全域 (宮城 (皇居) 除く)
2	神田区	36	1 35	No. 1~No. 26, No. 28~No. 35 [S10] / No. 27 [S14]		ほぼ全域
3	日本橋区	38	38	No. 1~No. 28 [S7~S11] / No. 5, No. 7 [S11] [中央区立京橋図書館所蔵]	町内図大判2葉 [S16] / 町内図分割6葉 [S16]	ほぼ全域
4	京橋区	41	41	1~40 [S3作成, S8修正] / 5.3 [S12] [5.3のみ中央区立京橋図書館所蔵]		ほぼ全域
5	芝区	129	129	No. 1~No. 16, No. 19~No. 84 [S7~S11] / No. 19~No. 24, No. 33, No. 34, No. 36, No. 41~No. 50, No. 53~No. 63, No. 65~No. 81 [S12]		ほぼ全域
6	麻布区	21	21	No. 1~No. 4, No. 10, No. 11, No. 13, No. 14, No. 24, No. 26~No. 37 [S12]		北側1/3程度欠 (作製はされたか)
7	赤坂区	47	1 46	No. 1~No. 31 [S9~S12] / No. 17~No. 31 [S12]		ほぼ全域 (青山墓地 (青山霊園) と赤坂御用地除く)
8	四谷区	78	2 76	No. 1~No. 30 [S12]	1~43(計46葉)[S17]	ほぼ全域 (新宿御苑と明治神宮外苑除く), S17バージョンは北西部欠 (作製はされたか)
9	牛込区	42	42	No. 1~No. 21, No. 23~No. 38, No. 40~No. 44 [S12]		ほぼ全域 (陸軍士官学校敷地除く)
10	小石川区	60	2 58	No. 1~No. 58 [S12]		ほぼ全域
11	本郷区	56	1 55	No. 1~No. 55 [S9~S10]		ほぼ全域
12	下谷区	53	1 52	No. 1~No. 52 [S10]		ほぼ全域
13	浅草区	2	2	(新吉原) 2葉 [不明]		新吉原のみ (残りの状況は不明)
14	本所区	50	1 49	No. 1~No. 48 [S8~S10]	No. 37 [S7]	ほぼ全域
15	深川区	74	74	No. 1~No. 45, No. 50~No. 74 [S9~S11] / No. 46~No. 49 [S15]		ほぼ全域
16	品川区	109	109	No. 1~No. 43, No. 45~No. 63, No. 66~No. 106 [S11~S13] / No. 1 [不明] / No. 1, No. 3~No. 5, No. 7 [S12]		ほぼ全域
17	目黒区	62	1 61	No. 1~No. 56 [S10] / No. 18 [不明] [めぐろ歴史資料館所蔵]	自由ヶ丘イ号~ニ号 [S15]	北半分のみ (第一高等学校敷地除く), 南側は自由ヶ丘のみ (その他の南側は未作製か)
18	荏原区	0	0			
19	大森区	69	69	No. 2~No. 7, No. 9~No. 17, No. 19~No. 30, No. 32~No. 62, No. 64, No. 66~No. 75 [S13]		東側1/3程度のみ (西半分は未作製か)
20	蒲田区	40	40	No. 1~No. 28 [S10] / No. 1~No. 7, No. 11~No. 14 [S13]	女塚四丁目 [S15]	省線蒲田駅・京浜電鉄蒲田駅周辺のみ (その他は未作製か)
21	世田谷区	8	8	No. 1~No. 8 [S8]		小田原急行電鉄下北沢駅周辺のみ (その他は未作製か)
22	渋谷区	14	14	No. 73~No. 77, No. 80~No. 85, No. 87, No. 96, No. 97 [S12]		小田原急行電鉄代々木上原駅周辺のみ (少なくともNo. 98までは作製されたか, 残りの状況は不明)
23	淀橋区	80	80	No. 1~No. 3 [S8~S10] / No. 1~No. 15, No. 28~No. 56, No. 58, No. 60, No. 63~No. 92 [S13] / No. 10 [S13]		ほぼ全域 (淀橋浄水場除く), 現存未確認の省線高田馬場駅周辺も作製されたか
24	中野区	52	52	No. 1~No. 52 [S8]		南半分のみ (その他は未作製か)



25	杉並区	79	1	78	No. 1～No. 13, No. 16～No. 25, No. 27～No. 36, No. 50～No. 52, No. 54～No. 60, No. 105～No. 108, No. 110～No. 140 [S11～S15]	主に省線中央線沿いと西武鉄道新宿軌道線沿いのみ（その他は未作製か）
26	豊島区	90	1	89	No. 1～No. 87, No. 89, No. 90 [S10～S12]	西側 1/3 程度欠（少なくとも No. 103 までは作製されたか，残りの状況は不明）
27	滝野川区	0		0		
28	荒川区	55		55	No. 4～No. 38, No. 41～No. 52, No. 54～No. 60 [S14] / No. 51 [S14]	東半分のみ（少なくとも No. 73 までは作製されたか，残りの状況は不明）
29	王子区	0		0		
30	板橋区	9		9	No. 1～No. 7 [S9] , 番号なし 2 葉 [S10]	主に省線板橋駅西側周辺のみ（少なくとも No. 10 までは作製されたか，残りは未作製か）
31	足立区	28		28	No. 1～No. 7, No. 9～No. 29 [S9]	主に省線北千住駅周辺のみ（その他は未作製か）
32	向島区	1		1	No. 20 [S14]	寺島町 7 丁目一部のみ（少なくとも No. 25 までは作製されたか，残りの状況は不明）
33	城東区	0		0		
34	葛飾区	35	3	32	No. 1～No. 22, No. 25～No. 27, No. 30～No. 36 [S11]	京成電気軌道立石駅周辺のみ（その他は未作製か）
35	江戸川区	0		0		
	合計	1528	10	1512		

注意）共集組合図など消火栓の位置が入っていない図は除く。実際には発行時期が記入されていない地番図もあり。発行時期は一部作製時期や修正時期の場合もあり。

市整図社に所蔵されなくなってしまうと考えられる。(株)都市整図社を承継した沼尻素光氏によれば、戦前期に作製された火災保険特殊地図の原図は、戦時中の疎開や会社の移転によって数度の移送を繰り返しており、その間に散逸した可能性が考えられる。

戦前期の東京市の旧市域の 15 区では麻布区と前述の浅草区を除く 13 区で区のほぼ全域の地番図の現存が確認できた。麻布区では現存が確認できなかった地番図の数量とその範囲を考えると、実際には区のほぼ全域の地番図が作製されたと考えられる。ただし、皇居や赤坂御用地など皇室関連施設のほか、公園や霊園などのように例え火災が発生しても延焼する範囲が大きくなると推定される場所、もしくは火災保険に加入することを想定しにくい場所については地番図が作製されなかったと考えられる。さらに、陸軍士官学校などの軍関連の施設については機密上の問題から地番図が作製されなかった可能性が高い。

一方、戦前期の東京市の新市域の 20 区のうちで火災保険特殊地図の原図の現存が確認できた 16 区のうち、区のほぼ全域の地番図が確認できたのは品川区と淀橋区のみであった。他の 14 区は当該の区の一部の地番図しか確認できず、地番図に接続する他の地番図の番号が記入されていない事例があることから、区の全域を対象として地番図が作製されたわけではないと考えられる。特に、世田谷区や板橋区は数葉から 10 葉程度の地番図しか作製されなかったと推測される。新市域の 20 区には、火災保険に加入して火災のリスクに備えなければならないほど住宅や建物が密集していない地区も多かったと考えられる。逆に、地番図が作製された地区は火災のリスクが高い地区、すなわち住宅や建物がある程度

密集していた地区であるともいえる。例えば、蒲田区などでは省線蒲田駅と京浜電鉄蒲田駅周辺の地番図のみが作製されたと推測されるが、これらの地区は駅周辺の市街化が進んだ地区であったと考えられる。

## （２）地方都市を対象とした火災保険特殊地図の原図の一覧

現時点で存在が確認できた地方都市を対象とした火災保険特殊地図の原図の一覧を表 2 に示す。ただし、地方都市を対象とした火災保険特殊地図の原図は、現時点では詳細には整理できていない。表 2 に示す火災保険特殊地図の原図は、戦前期に作製された原図を示した表 1 とは異なり、昭和 3（1928）年から戦後の昭和 32（1957）年に作製された火災保険特殊地図の原図を含む。表 2 中の「時期」には、戦前期に作製された原図の場合は「前」を、戦後期に作製された原図の場合は「後」を記入し、現時点では作製時期が不明か確定できない場合は未記入とした。また、同じ市町村の火災保険特殊地図の原図ではあるが、別系統の地番図などがある場合は市町村名に枝番をつけた。なお、戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図の原図の多くはおおよそ四六半裁判（545mm×788mm）の大きさであったが、地方都市を対象とした火災保険特殊地図の原図はおおよそ四六四切判（394mm×545mm）もしくは A2 判（420mm×594mm）に近い大きさであった。ただし、地図によって若干の相違がある。

本研究の遂行によって確認できた限りでは、合計 2,904 葉の火災保険特殊地図の原図が確認できた。東は北海道から西は兵庫県まで、20 都道府県に関わる原図である。北海道の 10 市町村で 399 葉、青森県の 4 市町で 5 葉、岩手県の 5 市町で 5 葉、宮城県の 3 市で 10 葉、山形県の 4 市で 4 葉、福島県の 7 市町で 68 葉、茨城県の 9 市町で 165 葉、栃木県の 8 市町で 95 葉、群馬県の 20 市町で 462 葉、埼玉県の 13 市町で 243 葉、千葉県の 13 市町で 199 葉、東京府ないし東京都の 6 市町で 212 葉、神奈川県 of 7 市町で 140 葉、新潟県の 17 市町で 317 葉、山梨県の 6 市町で 57 葉、長野県の 21 市町村で 395 葉、静岡県 of 3 市町で 45 葉、京都府 of 1 市で 40 葉、大阪府 of 1 市で 37 葉、兵庫県 of 1 市で 6 葉である。中部地方以西、特に近畿地方以西の火災保険特殊地図の原図は確認できなかった。また、表 2 のうち、1 葉しか原図が確認できない市町村の場合は地番図ではなく全図のみが確認できた場合が多い。なお、川崎市教育委員会地名資料室所蔵の火災保険特殊地図の原図については、現段階ではスキャンできていない。

表 2 に示す原図を中心とする地方都市の火災保険地図を対象とした詳細な検討は今後の課題としたい。

## 5. 火災保険特殊地図に関連する調査と研究の成果

### 5. 1 沼尻長治と都市整図社の経歴<sup>39)</sup>

沼尻長治は明治 33（1900）年茨城県で生まれ、「関西商工専門学校」や「麻布商工実務学校」に学び、昭和 3（1928）年に地図研究所を設立した。亡くなったのは平成元（1989）年である。「関西商工専門学校」は明治 35（1902）年 10 月に設立された大阪最初の夜間学校である「私立関西商工学校」と推測される<sup>40)</sup>。同校の創立者で初代校長の平賀義美が大阪市立高等商業学校の校舎（大阪市北区堂島濱通 2 丁目 12 番地）を利用して、工業科（土木、建築、電工（電気）、機械、紡織）と商業科を設置した。同校は実業学校令による義務教育修了者を対象とした中等教育機関であった。時期にもよるが、予科への入学資格は高

表2 地方都市の火災保険特殊地図の原図一覧 (時期のうち「前」：戦前, 「後」：戦後, 記入なし：不明)

都道府県名	市町村名	時期	数量	都道府県名	市町村名	時期	数量	都道府県名	市町村名	時期	数量	都道府県名	市町村名	時期	数量
北海道	札幌市_1	前	30	栃木県	足利市	前	42	千葉県	千葉市_2	前	10	新潟県	青海町	前	6
北海道	札幌市_2*	前	112	栃木県	鹿沼町	前	17	千葉県	千葉市_3	前	7	新潟県	五泉町	前	11
北海道	藻岩村	前	34	栃木県	日光町	前	2	千葉県	千葉市_4	前	68	新潟県	直江津町	前	10
北海道	函館市_1	前	13	栃木県	真岡町	前	1	千葉県	銚子市	前	36	新潟県	高田町	前	2
北海道	函館市_2*	前	97	栃木県	今市町	前	8	千葉県	市川市	前	1	新潟県	村松町	前	1
北海道	小樽市*	前	13	栃木県	黒磯町	前	11	千葉県	船橋町_1	前	8	新潟県	亀田町	前	1
北海道	旭川市_1*	前	17	栃木県	烏山町	前	11	千葉県	船橋町_2	前	13	新潟県	栃尾町	前	1
北海道	旭川市_2**	前	15	群馬県	前橋市_1	前	75	千葉県	館山町	前	1	新潟県	地藏堂町	前	1
北海道	室蘭市	前	8	群馬県	前橋市_2	前	5	千葉県	木更津町	前	10	山梨県	甲府市	前	4
北海道	釧路市	前	5	群馬県	前橋市_3	前	9	千葉県	松戸町	前	6	山梨県	富士吉田市	後	33
北海道	帯広市	前	49	群馬県	高崎市_1	前	46	千葉県	成田町	前	7	山梨県	谷村町	前	8
北海道	稚内市	前	1	群馬県	高崎市_2	前	51	千葉県	勝浦町	前	3	山梨県	猿橋町	前	1
北海道	根室町	前	5	群馬県	高崎市_3	前	7	千葉県	鴨川町	前	8	山梨県	韮崎町	前	1
青森県	青森市	後	2	群馬県	高崎市_4	後	46	千葉県	佐原町	前	18	山梨県	上野原町	前	10
青森県	弘前市	後	1	群馬県	太田市	前	1	千葉県	八日市場町	前	1	長野県	長野市	前	69
青森県	八戸市	前	1	群馬県	沼田町	前	19	千葉県	勝山町	前	1	長野県	松本市_1	前	2
青森県	黒石町	前	1	群馬県	館林町	前	14	東京都	立川市*	前	38	長野県	松本市_2	前	8
岩手県	盛岡市	前	1	群馬県	渋川町	前	13	東京都	武蔵野町_1	後	1	長野県	松本市_3	前	58
岩手県	宮古市	前	1	群馬県	倉賀野町	前	1	東京都	武蔵野町_2	前	2	長野県	平野村	前	40
岩手県	水沢市	前	1	群馬県	松井田町	前	1	東京都	武蔵野町_3	前	21	長野県	福島町	前	11
岩手県	釜石町	前	1	群馬県	富岡町	後	1	東京都	武蔵野町_4	前	19	長野県	屋代町	前	1
岩手県	黒沢尻町	前	1	群馬県	境町	前	1	東京都	武蔵野町_5	前	17	長野県	丸子町	前	1
宮城県	石巻市	前	8	群馬県	草津町	後	1	東京都	武蔵野町_6	前	21	長野県	宮田村	前	1
宮城県	塩竈市	前	1	群馬県	尾島町	前	1	東京都	武蔵野町_7*	前	25	長野県	上田市	前	1
宮城県	気仙沼市	前	1	群馬県	大間々町	前	1	東京都	八王子市	前	63	長野県	岡谷市	前	71
山形県	山形市	前	1	群馬県	藤岡町	後	1	東京都	青梅町	前	1	長野県	川岸村	前	4
山形県	米沢市	前	1	群馬県	桐生市_1	前	50	東京都	府中町	前	1	長野県	上諏訪町	前	19
山形県	鶴岡市	前	1	群馬県	桐生市_2	前	24	東京都	町田市	前	3	長野県	飯田町	前	32
山形県	酒田市	前	1	群馬県	桐生市_3	前	18	神奈川県	横浜町_1	後	56	長野県	須坂町	前	1
福島県	福島市	前	31	群馬県	伊勢崎町	前	34	神奈川県	横浜市_2	後	29	長野県	小諸町	前	1
福島県	若松市	前	1	群馬県	安中町	前	10	神奈川県	横浜市_3	後	16	長野県	伊那町	後	19
福島県	郡山市_1	前	2	群馬県	下仁田町	前	5	神奈川県	横浜市_4	後	11	長野県	赤穂町	後	3
福島県	郡山市_2*	前	18	群馬県	新町	前	23	神奈川県	川崎市	後	19	長野県	上山田町	後	12
福島県	白河市	前	1	群馬県	伊香保町	前	4	神奈川県	横須賀市_1	前	2	長野県	岩村田町	前	1
福島県	平市	前	13	埼玉県	浦和市	前	8	神奈川県	横須賀市_2	後	2	長野県	軽井沢町	前	1
福島県	喜多方町	前	1	埼玉県	大宮市_1	前	18	神奈川県	鎌倉市	後	2	長野県	下諏訪町	前	20
福島県	小野新町	前	1	埼玉県	大宮市_2	後	27	神奈川県	逗子市	後	1	長野県	上松町	後	18
茨城県	水戸市_1	前	47	埼玉県	大宮市_3	後	3	神奈川県	三崎町	後	1	長野県	永明村	前	1
茨城県	水戸市_2	前	15	埼玉県	川越市	前	29	神奈川県	葉山町	後	1	静岡県	静岡市	前	1
茨城県	茨城県全域	後	1	埼玉県	熊谷市	前	27	新潟県	新潟県全域	前	1	静岡県	熱海市_1	前	12
茨城県	日立市	前	24	埼玉県	秩父市	前	1	新潟県	新潟市	前	102	静岡県	熱海市_2	前	7
茨城県	土浦市_1	前	13	埼玉県	所沢市	前	14	新潟県	長岡市	前	65	静岡県	伊東町_1	前	12
茨城県	土浦市_2	後	5	埼玉県	忍町	前	17	新潟県	三條市	前	2	静岡県	伊東町_2	前	13
茨城県	石岡町_1	前	16	埼玉県	飯能町	前	8	新潟県	柏崎市	前	21	京都府	京都市_1	後	1
茨城県	石岡町_2	後	17	埼玉県	本庄町_1	後	3	新潟県	新発田町_1	前	14	京都府	京都市_2	後	39
茨城県	久慈町	前	6	埼玉県	本庄町_2	前	9	新潟県	新発田町_2	前	22	大阪府	大阪市_1	後	19
茨城県	笠間町	前	11	埼玉県	粕壁町	前	8	新潟県	加茂町	前	16	大阪府	大阪市_2	後	18
茨城県	太田町	前	2	埼玉県	羽生町	後	2	新潟県	燕町_1	前	9	兵庫県	西宮市	後	6
茨城県	磯浜町	前	7	埼玉県	深谷町	前	9	新潟県	燕町_2	前	11	注)「_1」や「_2」は別系列であることを示す。「*」：地名資料室所蔵。			
茨城県	筑波町	前	1	埼玉県	川口市	後	60	新潟県	糸魚川町	前	12	注)「**」：日比谷図書館所蔵。			
栃木県	宇都宮市	前	3	千葉県	千葉市_1	前	1	新潟県	新津町	前	9				

等小学校卒業者で、修業年限は予科1年、本科1年の合計2年間であったので、沼尻長治は高等小学校卒業の資格で予科に入学したと考えられる。また、「麻布商工実務学校」は大正12（1923）年4月に設立が認可された「東京市立麻布商工実務学校」と推測される<sup>41)</sup>。同校は実業学校令中の実業補習学校規程による義務教育修了者を対象とした中等教育機関であり、商業部と機械部が設置された。当時の実業補習学校の設置目的は、「商工業に従事する者、または従事しようとする者に実業に必要な知識技能を授けることと、普通教育の補習をすること」であった。授業は夜間に実施されて修業期間は本科2年、高等科1年6ヶ月であった。本科への入学資格は実業補習学校前期修了、高等小学校2年修了の14歳以上で試験合格者であったので、沼尻長治は高等小学校卒業の資格で本科に入学したと考えられる。

これまで確認されていなかった昭和38（1963）年時点での都市整図社の事業経歴書を見出すことができたので、以下に全文を掲載する。火災保険地図は民間の会社で作製されたこともあって関連する情報が少ないことにもよる。この事業経歴書はB4判の用紙を山折りに折った計5枚、B5判で合計10ページである。和文タイプライターによって原稿が作成され、ジアゾ式複写によって複製されて、綴じられたと推測される。以下に掲載するにあたって原本の縦書きを横書きに変更し、レイアウトも若干変更した。なお、「/」は改行を示す。

#### 事業経歴書

東京都港区赤坂青山高樹町八番地/株式会社都市整図社/取締役社長 沼尻長治

昭和三年三月 東京都渋谷区代官山町に地図研究所を創立し、東京海上、明治火災、三菱海上、大正海上外数社の依頼で、火災保険会社専用の家屋入実測現況図の（縮尺七百五十分の一）の作製に着手、当時の日本橋、京橋、下谷、浅草、芝、新宿の繁華街につき作成、一ブロック完成と同時にそれぞれ納入し、約十五ヶ年を要し全区域の大半を作製して、上記の会社に完納。なお、町名地番の変更または区画整理により、道路の改正、状況の変化にともないそれぞれを修正し、訂正図として納入。

昭和五年 前記火災保険会社他、日本火災、東京火災、帝国海上、共同火災等の注文にて、地方小都市の火保特殊地図を、土地台帳と公図の資料により現場調査して作成。/前橋、高崎、宇都宮、水戸、千葉等、関東地方各都市、甲府、長野、松本、新潟等、甲信越地方各都市、福島、郡山、青森等東北地方各都市、その数百五十都市にわたる火保特殊地図を、一都市完成ごとに上記の全保険会社に納入。

昭和八年一月 東京海上、日本火災外十数社の保険会社の注文に対し、台湾地方の十都市、台北、台中、台南等につき、および基隆、高雄の要塞地内もその各市役所による都市計画図と土地台帳により、あるいは諸官庁の許可を得て、現地詳細調査のうえ、縮尺千二百分の一の地番入地図を作成、火災保険会社の全部に納入。

昭和九年十月 前記同様火災保険会社注文により、北海道、から太方面の地図を、北海道庁、から太庁、各市役所の協力を得て現地調査のうえ、縮尺千二百分の一と縮尺三千分の一にて作成、火災保険会社の全部に納入。

昭和十四年一月 事務所を港区麻布霞町に移し、同時に社名を東洋都市測量製図社と改称。

同三月 各火災保険会社の要請により約一ヶ月、上海、南京、蘇州、杭州、嘉興の中国各都市を視察調査。

昭和十六年三月 都内各町内会から町内図、隣組要図につき多数注文を受け、それぞれ納入。

昭和十六年四月 東京毎日新聞社より都内火保特殊地図の注文を受け、完了。

同五月 町内図につき、東電、東京ガス、朝日、毎日、読売の各新聞社、三越および三井、三菱、安田の各銀行に多数納入したが、戦争が激しくなるにつれて一時中絶。

昭和十九年四月 東京都防衛局、都内各区役所防衛課より、火保特殊地図の注文を受け完納、防衛局へは全区域の図面三組を納入。

昭和二十年五月 二十五日の空襲にて事務所の全焼により貴重なる資料を焼失、原図は疎開と防空壕とで安全確保。

同六月 群馬県防衛課より、同県下の火保図全部の注文を受け納入。

昭和二十一年一月 日本損害保険協会より東京都全区域の火保図注文を受け完納。続いて都市調査の図面作成を依頼され、全国主要都市の地図を作成、完納。

同四月 東京都戦災復興とともに、新しく縮尺六百分の一にて建物構造別、用途別、屋根の種類、階数、屋号、居住者氏名、土地台帳による完全な地番等、明確な各戸ごと記入の現地調査による火保特殊地図製作を、繁華街より着手、銀座八丁目、新橋、新宿、渋谷、池袋、上野、浅草と順次完成し、各火災保険会社に納入。なお、町名地番の改正、状況の変化にともない逐次修正を行ない、訂正図として納入し目下継続中。

昭和二十六年一月 日本火保図株式会社を設立し、東洋都市測量製図社の業務一切を引継ぎ、内容の充実を計るとともに、保険会社地方管内、首都周辺の川口、大宮、宇都宮、高崎と順次地域図を作成し、各保険会社に納入。

昭和二十七年七月 東京国税局、同二十八年八月東京都主税局へそれぞれ管内の火保特殊地図を完納。

昭和二十九年二月 関西出張所を設け、大阪駅前、道頓堀方面、京都市新京極方面、西宮駅前等の地域図を作成し、各火災保険会社の大部に納入。

昭和二十九年九月 東京都建築局より住宅調査のため、多数の火災保険図の注文を受け納入。

昭和三十年五月 日本損害保険協会より、地域別明細書に必要な地区の縮尺三千分の一の地番図多数の注文を受け、都主税事務所の土地台帳による地番にて番地入地図を作成して納入。

昭和三十一年九月 日本火保図株式会社を発展的解消し、株式会社都市整図社を設立。

同十一月 東京都建設局区画整理事務所各出張所の区画整理事務工事建物調査、建物移転計画図作成、建物補償算定委託事務等を引受け、一部工事を受託。

昭和三十二年四月 都内各区にて町名地番整理事業の施行にともない、区役所、都税事務所、登記所備付け公図の製図製本と新旧町名地番対照図の作成を委託され、その改正の都度、板橋区、北区、足立区、渋谷区、練馬区、中野区、荒川区、豊島区、葛飾区、府中市、調布市、横浜市、川崎市、塩釜市等各区市役所に納入、現在ますます委託件数が増加しつつあり、将来においても専門的に受託する予定。

昭和三十四年十二月 都税務事務所の航空写真による家屋所在原図作成の入札にて、千代

田中央，港外七税務事務所原図総枚数一万二千枚を納入。以後，港，大田，中野，杉並，足立等の各区および目黒区の公図，評価原図を作成，納入し，引続いて分合筆の補筆訂正等継続中。

昭和三十六年 自治省指導の住居表示実験都市，甲府，岡谷両市につき，都市計画地形図による千五百分の一および五百分の一現地調査用基礎図を作成，納入，同時に住居表示台帳，同新旧対照（案内）図の作成を受託，それぞれ完納。／昭和三十七年度第二次実験都市である前記甲府，岡谷，秩父，三島，福岡，塩釜，横浜の地方都市，東京都内，渋谷区，中野区，目黒区，台東区，荒川区等自治省指定区および港，品川，墨田，葛飾，足立，北，練馬，世田谷の八区に都市計画図による五百分の一および千五百分の一基礎図，街区図等を作成，納入。

昭和三十七年 静岡県三島市につき基礎資料全般現地調査，公図一切，住居表示台帳附図一切の作成に関する事務事業を受託，目下作業遂行中。同十二月 都内各区に先きがけ，練馬区における昭和三十八年二月一日付住居表示の施行にともない，同区の公図台帳附図，案内図等を作成，昭和三十八年一月十日一切を完納。

同三十八年六月 都内に於けるオ一回のモデル地区，六月一日施行の荒川区，七月一日施行の渋谷区，九月一日施行の武蔵野市の住居表示新旧対照案内図作成，納入。／地方に於ては，五月一日施行の塩釜市，八月一日施行の福島市，案内図作成納入。／埼玉県鴻巣市蓮田町，福島県会津若松市の住居表示用基本図，議案用附図等作成納入

事業経歴書右の通りであります。／昭和三十八年八月／東京都港区赤坂青山高樹町八番地／株式会社都市整図社／取締役社長 沼尻長治

## 5. 2 火災保険特殊地図を作製した際に用いられた材料と道具<sup>42)</sup>

### (1) 沼尻素光氏への聞き取り調査

火災保険特殊地図が実際にはどのように作製されていたのかについて，沼尻長治の子息で，地図研究所の後身である(株)都市整図社を承継した沼尻素光氏に聞き取りを行った。その内容の概略は以下の通りであった。なお，以下の内容は筆者のまとめによる。

火災保険特殊地図の原図はオイルペーパーに描いた。ロール状のものをカットして使った。トレーシングペーパーの存在は知っていたらうけど，使わなかった。オイルペーパーを選択した正確な理由まではわからないが，オイルペーパーの方がトレーシングペーパーよりも透明度が高かったからかもしれない。オイルペーパーにはインクがしみこまず，修正の際にインクを剥ぎ取り易いこともオイルペーパーを使った理由かもしれない。

火災保険特殊地図の線は烏口で描き，後の時期には製図用のロットリングペンになった。烏口は太さが違う何種類かを揃えていた。細いものと太いものの2種類があればおおよそは描ける。烏口は時々金属製の先端部分を研ぐので先端部分が減っていくが，5年から10年程度は使った。線を引くときには，竹製や金属製ではなくプラスチック製の大きな三角定規や雲形定規を使った。ロットリングペンのインクとオイルペーパーの相性はあまりよくなかった。数字や文字は，主に丸ペンで書き入れ，Gペ



ンや時には筆も使った。

インクには、硯ですった墨に膠にかわを混ぜて使用したが、後には製図用の液墨を使うようになった。また、描き入れた線や文字の修正には細いガラス繊維を束ねた「ケゼル」や砂消しゴム、時にはカミソリを使った。また、板状の製図台を使っていたが、平らであればよいという程度であった。

上記の内容のうち、烏口をはじめとする製図器、オイルペーパーならびに「ケゼル」については詳細を調査することができたので、次項以降で述べる。

## (2) 烏口

『文房具語辞典』<sup>43)</sup>によれば、烏口は「嘴くちばし状に配置された先端が尖った二枚の金属板の間に表面張力でインクを保持し平行移動させることで、均一な幅の線を正確に引くことができる製図用筆記具」である。「板の間隔をネジで調整することにより、線幅を調整することが可能」である。地図に関する研究者には周知の内容ではあろうが、筆者にはなじみがない筆記具であったので、株式会社内田洋行の連結対象のグループ企業で、現在、「ウチダ設計製図器」を生産、販売している株式会社マービーで聞き取りを行った。これは、(株)都市整図社を承継した沼尻素光氏から、戦前期にも使用していた可能性は低いと考えられるものの、実際に沼尻素光氏が使用していた烏口が提供されたことによる。提供された烏口の箱に(株)内田洋行の英型製図器と書かれていたからである。

(株)マービーの西川幸文氏によれば、コンパスを中心とする製図器には、英式、仏式、独式の3種類があり、英式と仏式は職人によって鋳物から手作業で削り出される一方、独式は工業製品として生産される、とのことであった。仏式は英式のいわば簡易版であるので、3種類の中では英式の精度が一番高いため、火災保険特殊地図を作製した地図研究所などでは英式の製図器が用いられたのではないかと、とのことであった。

また、スプリングコンパスは、各種あるコンパスの中でも小さな円を描くために用いられるコンパスであり、「鉛筆、烏口、両脚の三種類あり、引針、抱針および中車、外車の区別がある。両脚の開きを加減する車が内側にあるものを中車、外側にあるものを外車といっているが、片手で操作出来る中車が便利である」<sup>44)</sup>。火災保険特殊地図の原図の消火栓の位置を示す小円を観察すると、中心部に針の穴が確認できるので、このスプリングコンパスを用いて小円を描き入れたと考えられる。

## (3) オイルペーパー

火災保険特殊地図が描かれたのは、「オイルペーパー」であった。戦前期における「オイルペーパー」については、例えば、昭和9(1934)年に発行された『日本標準規格「製圖方式」適用 縦横製圖技術』<sup>45)</sup>には、図面を複製するための原版(透寫圖)に用いる透明な「透寫紙(Tracing paper)」として、墨入用の「1. 蠟引紙(オイル, ペーパー) / 2. 美濃透寫紙 / 3. 蠟引布(トレイシング, クロース)」(以下、「/」は改行を示す。)と鉛筆用の「4. 艶消紙(硝酸紙)」が一般に使用されていたと記されている。さらに、同書の「蠟引紙」の説明は次の通りである。「パラフィン引した西洋紙で、最も透明な紙である。墨入の訂正も出来易く、初心者には好適である、然し紙質は脆弱であるから取扱を丁寧にするべきである。一般にオイルペーパー(Oil paper)と呼ばれておる」。

一方、昭和13(1938)年に発行された『紙及加工紙』<sup>46)</sup>では、透明紙として「オイルト

レーシング紙」と「透明装飾紙」が紹介され、「オイルレーシング紙」の説明は次の通りである。「製圖用謄寫紙としては亜硫酸パルプの極度の粘状叩解に依りて得らるゝ透明なる紙，又は礬水引を施せる薄葉和紙等を使用すること多きも，又油ワニス等の如く酸化乾燥すべき物質，又は樹脂，蠟等の溶液若しくは溶液を以て處理して透明化せる紙も用ひられる」。

さらに、『株式会社内田洋行 昭和九年版商品綜合型録』<sup>47)</sup>の製図用紙の章に「U. C. D トレーシングオイルペーパー」が掲載されている。各種製図用品を扱っていた（株）内田洋行の昭和 9（1934）年版のカタログに掲載された製図用紙は，記述の内容からいわゆるケント紙のことと考えられる「原圖用紙」，「東邦レーシングクロス」，さらに「寫圖用紙」として記述の内容からいわゆるレーシングペーパーと考えられる「礬水引美濃紙（レーシングドーサペーパー）」と「U. C. D トレーシングオイルペーパー」のほか，「断面用紙（プロハイルペーパー）」，「方眼紙」，「オザリツト陽畫感光紙」だけである。なお，「U. C. D.」は（株）内田洋行の登録商標の一つであった。昭和 9 年頃に製図用紙として知られていた「レーシングオイルペーパー」が火災保険特殊地図の原図に用いられた「オイルペーパー」である可能性が高いと考えられる

また，戦前期から昭和 30 年代頃までの製図の教科書にも，オイルペーパーという用語が指し示す紙の種類については若干のブレはあるようではあるが，いくつか記述を確認することができた<sup>48)</sup>。現在では，オイルペーパーは製図用紙として一般に使用されている訳ではないが，火災保険特殊地図が作製された当時は，製図用紙の一つとして比較的よく用いられていたようである。

#### （４）ケゼール

沼尻素光氏への聞き取りに出てきた「ケゼル」は，実際には「ケゼール」であった。昭和 6（1931）年 9 月発行の電気工学研究雑誌『通試』第 7 卷第 9 号に「ケゼール」の広告<sup>49)</sup>を確認することができた。発売元は小林商会（東京市日本橋区馬喰町 3-14）であり，「新インキ消器，ケゼール」の見出しで，次のように記されている。

製圖の訂正には至極適當／ケゼールは何でも消せて便利重寶／體裁優美，携帯に便／使用簡易／一，藥液に非ず固定物／二，變質せずして永久使用／三，印刷物，朱肉，墨も消せ／四，寫眞の修整には最も便／五，消して後すぐ書ける

「特製インク消ケゼール」を主要販売品目の一つとする「小林弘太郎」（東京都芝区琴平町三番地）の名前が昭和 3（1928）年 12 月発行の『全國文具界大觀 仕入篇』<sup>50)</sup>に掲載されているので，少なくとも昭和初期から販売されていたと考えられる。昭和 10（1935）年発行の『學用品を主にした化學製品の製造法』<sup>51)</sup>では，ケゼールについて，「極く細いグラスウール（硝子綿）を適當の太さに束ねたもので紙面に描いたインキの文字を軽く摩擦すると紙面は薄く削り落されてインキは綺麗に消されて終ふ」と紹介されていた。

さらに，昭和 35（1960）年発行の『株式会社内田洋行創業 50 年史 文化に培う』<sup>52)</sup>や昭和 47（1972）年発行の『文具の歴史』<sup>44)</sup>でも「ケゼール」に言及していた。いつまで用いられていたのかまでは判然としないものの，戦前，戦後を通じて，細いガラス繊維を束ねた字消しである「ケゼール」はかなり広く使用されていたと考えられる。

## 6. おわりに

本研究の遂行によって、株式会社都市整図社が保管・保存していた戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図と関連する地図の原図約 1,620 葉と東京以外の地方都市を対象とした火災保険特殊地図の原図約 2,540 葉の合計 4,160 葉が国立国会図書館で半永久的に保管・保存されることに大きく寄与した。また、その際に目録を作成して全体像を把握することもできたので、本研究の申請書で述べた「本研究の最も大きな特色は、民間企業が作製し、かつ大縮尺で多量の情報を含む火保図の全体像を明らかにして、後世に残すために整理する点にある」ことについては、十二分に成果をあげられたと考えている。大縮尺で多量の情報を読み取ることができる大変貴重かつ有用な地図が消失する可能性は完全に回避できたといえる。

また、本研究の申請書の「調査・研究成果の公表予定」で述べた「復刻出版ができるように出版社と交渉し、多くの皆様にご利用いただけるような方策も考えたい」との点についても、戦前期の東京を対象とした火災保険特殊地図からとはいえ、既に復刻出版の刊行を継続しており、こちらも十二分に成果をあげられたと考えている。さらに、東京以外の地方都市の火災保険特殊地図を対象とした復刻出版も実現に向けて鋭意準備中である。以上のことから、公益財団法人 国土地理協会にとっては異例のことであったとは考えられるが、合計 4 度にも亘る研究期間の延長を認めていただいたことがこのような大きな成果に繋がったと考えられる。

一方、本研究の遂行にあたっては鋭意努力したものの、幾つかの課題が残されてしまった。最後に、これらの残された課題について記しておきたい。

本報告書では紙幅の関係もあって言及できなかったが、火災保険地図の全体像を明らかにするには、他の図書館などが所蔵する火災保険地図との関係を検討することが重要である。そのため、東京都立図書館と東京都内の各区立図書館などで既に所蔵されている、戦前期に作製された火災保険地図の複製物などとの照合や所蔵状況の確認も順次進めている。既に一通りの照合を終えて、現在は再度の確認作業中である。これらの作業の完遂が残された課題で、かつ今度早急に取り組むべき課題の第一である。一方、戦後から昭和 30 年代頃までに作製された東京の火災保険特殊地図の原図の探索作業は難航している。これらの原図は昭和 57 (1982) 年に沼尻長治によって東京都の各区立図書館や資料館などに寄贈されたが、現在までのところ、これらの原図の存在は全く確認できていない。今後、鋭意取り組むべき課題である。

本研究を申請した段階では、東京以外の地方都市の火災保険特殊地図についても整理を行い、他の大縮尺の都市地図との比較も行うことで、火災保険地図の位置づけや特色を検討することも目指していた。しかし、東京を対象とした火災保険特殊地図の全容解明と保管・保存に注力したために、地方都市を対象とした火災保険特殊地図に関する研究は十分には進めることができなかった。復刻出版のための準備作業も含めて、これらもまた、今後、鋭意取り組むべき課題である。さらに、火災保険特殊地図との比較を行い、それぞれの特色を明らかにするためにも、沼尻長治による地図研究所やその後身の会社が作製して株式会社都市整図社が保管・保存してきた火災保険特殊地図以外の火災保険地図、すなわち他の会社が作製した火災保険地図に関する研究も必要である。他の大縮尺の都市地図との比較も含めて、今後、鋭意取り組むべき課題である。

## 謝辞

本研究に助成を賜った公益財団法人 国土地理協会には、新型コロナウイルス感染症の流行を含めて本研究を取り巻く状況をご理解いただいた上で研究期間を再三延長していただき、長期間に亘ってご支援を賜った。火災保険特殊地図の原図を半永久的に保管・保存することができたのは、ひとえに国土地理協会のご支援によるものである。ここに、深く感謝したい。

本研究の遂行にあたっては、(株)都市整図社を承継された沼尻素光氏と克子氏ご夫妻に多大なるご配慮を賜った。また、日本橋区の火災保険特殊地図の原図を所蔵する中央区立京橋図書館と目黒区の火災保険特殊地図の原図を所蔵する目黒区めぐろ歴史資料館には、原図の調査の際にご協力を賜った。国立国会図書館の地図室の皆様には、火災保険特殊地図の保管・保存に多大なるご協力を賜った。また、東京都江戸東京博物館 前副館長の小林淳一先生、慶應義塾大学文学部講師の小林昌樹先生、すみだ郷土文化資料館学芸員の石橋星志先生、株式会社マービー営業本部営業部担当課長の西川幸文氏、公益財団法人紙の博物館図書室の五十部めぐみ氏はじめ多くの皆様から研究上のご助言とご指導を賜った。深く感謝したい。

なお、株式会社創元社と株式会社インフォーマージュには原図のスキャンや整理にあたり、格別のご配慮を賜った。記して謝意を表したい。

## 注・参考文献

- 1) 大林良一，水沢謙三編：保険辞典，有斐閣，1962.4
- 2) 本章は、次の文献の内容を再構成し、加筆修正したものである。辻原万規彦：火災保険地図の再発見- 都市整図社版「火保図」の国会図書館への寄贈と復刻版，近代出版研究，第3号，pp.138-148，2024.4。
- 3) 辻原万規彦，青井哲人編：戦前期外地火災保険特殊地図集成 戦前期台湾火災保険特殊地図集成① - 台北・基隆・台中・彰化，柏書房，2018.2。辻原万規彦，青井哲人編：戦前期外地火災保険特殊地図集成 戦前期台湾火災保険特殊地図集成② - 台南・嘉義・高雄・屏東・花蓮港，柏書房，2018.4。辻原万規彦，角哲編：戦前期外地火災保険特殊地図集成 戦前期樺太火災保険特殊地図集成- 付・樺太庁発行市街図・旧版海図ほか，柏書房，2018.6。
- 4) 辻原万規彦，角哲，青井哲人：日比谷図書文化館所蔵の樺太・台湾・旭川の火災保険特殊地図，日本建築学会技術報告集，第23巻，第53号，pp.303-308，2017.2
- 5) 本章は、次の文献の内容を再構成し、加筆修正したものである。辻原万規彦：火災保険地図に関連する先行研究，都市整図社版火災保険特殊地図集成 戦前期東京火災保険特殊地図集成，第5巻，pp.3-5，2024.8。また、火災保険地図の研究史については次の文献を参照。小林昌樹：日本における火災保険地図の収蔵史及び利用，研究史，都市整図社版火災保険特殊地図集成 戦前期東京火災保険特殊地図集成，第7巻，pp.3-5，2024.10。
- 6) イギリスや北米などでは、既に19世紀末から Charles E. Goad Company や Sanborn Map Company が火災保険地図を作製しており、日本の火災保険地図よりも歴史が古い。これらの火災保険地図を所蔵する欧米各地の図書館などでは、ホームページ上などで利用方法が詳細に紹介されていることも多い。なお、イギリスや北米などにおける火災

保険地図の詳細は、例えば、関西大学図書館が発行する『図書館フォーラム』第11号に掲載された「虫ぼし抄 サンボーンの都市の『火災保険地図』」（伊東理，pp. 30-34，2006. 6）などを参照。

- 7) 井沢龍暢：沼尻長治の火災保険地図について，災害の研究，第30巻，pp. 49-56，1999. 3
- 8) 牛垣雄矢：昭和期における大縮尺地図としての火災保険特殊地図の特色とその利用，歴史地理学，第47巻，第5号，pp. 1-16，2005. 12
- 9) 都市史学会編：日本都市史・建築史事典，丸善出版，2018. 11
- 10) 上杉和央，加藤政洋編著：地図で楽しむ京都の近代，風媒社，2019. 2
- 11) 山近博義：京都市明細図の作製および利用過程に関する一考察，大阪教育大学紀要 第II部門 社会科学・生活科学，第64巻，第1号，pp. 25-42，2015. 9
- 12) 渡邊秀一：京都市明細図の作成に関する遡及的検討，歴史学部論集（佛教大学），第10号，pp. 1-22，2020. 3
- 13) 田中傑：帝都復興と生活空間 関東大震災後の市街地形成の論理，東京大学出版会，2006. 11
- 14) 石博督和：戦後東京と闇市 新宿・池袋・渋谷の形成過程と都市組織，鹿島出版会，2016. 9。なお，平成5（1993）年3月の東京都江戸東京博物館の開館にあわせて展示された「ヤミ市模型」の製作の際に，既に火災保険特殊地図が利用された。東京都江戸東京博物館編：東京都江戸東京博物館調査報告書 第2集 常設展示製作に伴う調査報告2（大型模型2） ヤミ市模型の調査と展示，東京都江戸東京博物館，1994. 10。
- 15) 波多野陽介，小泉秀樹，大方潤一郎：江戸組屋敷跡地における空間構造及び土地所有形態の継承性に関する研究，都市計画論文集，第35巻，pp. 91-96，2000. 10
- 16) 鹿内京子，石川幹子：明治以降の日本橋における魚河岸の歴史の変遷に関する研究，ランドスケープ研究，第66巻，第5号，pp. 453-456，2003. 3
- 17) 松井大輔，窪田亜矢：神楽坂花街における町並み景観の変容と計画的課題，日本建築学会計画系論文集，第77巻，第680号，pp. 2407-2414，2012. 10
- 18) 山崎美樹，伊藤裕久：近代における吉祥寺のミチの形成過程に関する考察- 地引絵図・地番地図・火災保険特殊地図と建築線の比較分析-，日本建築学会計画系論文集，第88巻，第806号，pp. 1493-1504，2023. 4
- 19) 牛垣雄矢：東京の都心周辺地域における土地利用の変遷と建物の中高層化- 新宿区神楽坂地区を事例に-，地理学評論，第79巻，第10号，pp. 527-541，2006. 9
- 20) 牛垣雄矢：東京都千代田区秋葉原地区における商業集積地の形成と変容，地理学評論，第85巻，第4号，pp. 383-396，2012. 7
- 21) 西川祐子：古都の占領 生活史からみる京都 1945-1952，平凡社，2017. 8
- 22) 加藤政洋，河角直美：近代京都における主要商店街の店舗復原-《祇園町》を事例とした方法の検討-，歴史地理学，第62巻，第4号，pp. 1-17，2020. 11
- 23) 三森弘，花里俊廣：建築基準法制定時における京都・都心部の空間構造- 京都市明細図にみる居住空間の再現とその変容-，日本建築学会計画系論文集，第77巻，第681号，pp. 2585-2593，2012. 11
- 24) 三森弘：京都・都心部の無接道敷地における接道状況と敷地形状から見た変容とその要因- 京都市明細図にみる居住空間の再現とその変容（その2）-，日本建築学会計画

系論文集，第 80 卷，第 712 号，pp.1347-1355，2015.6

- 25) 河原典史：カナダにおける日本人水産移民の歴史地理学研究，古今書院，2021.3
- 26) 寺阪昭信：火災保険図によるイスタンブル商業地域の景観変遷，西南アジア研究，第 56 号，pp.22-44，2002.3
- 27) 宍戸克実：20 世紀初頭イスタンブルにおけるカフェの建築形態と立地環境に関する研究-1904-06 年作成の火災保険地図を用いた定量的分析-，鹿児島県立短期大学紀要 自然科学篇，第 63 号，pp.19-32，2012.12。宍戸克実：Pervitich 火災保険地図（一九二二-一九四五年）でみる近代期イスタンブルのカフェ分布特性，史潮，第 76 号，pp.53-69，2014.12。
- 28) 本節は，次の文献の内容を再構成し，加筆修正したものである。辻原万規彦：火災保険特殊地図の復刻出版の意義と問題点，都市整図社版火災保険特殊地図集成 戦前期東京火災保険特殊地図集成，第 1 巻，pp.3-5，2024.4。
- 29) 50 年史編纂プロジェクト編：ゼンリン 50 年史，ゼンリン，1998.12
- 30) 山田誠：戦前期作成の住宅地図類に関する一考察，龍谷大学論集，第 480 号，pp.8-31，2012.10
- 31) 河野敬一：近代期における市街地図の刊行-東京交通社による「職業別明細図」の所在目録作成を通じて-，近代日本の民間地図と画像資料の地理学的活用に関する基礎的研究（平成 15 年度～平成 18 年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書）（関戸明子編），pp.45-60，pp.104-121，2007.3
- 32) 紀田順一郎：東京の下層社会，筑摩書房，2000.3
- 33) 川元祥一，藤沢靖介：東京の非差別部落 実態・歴史・現状，三一書房，1984.7
- 34) 中川清：日本の都市下層，勁草書房，1985.12
- 35) 東京市役所編：東京市不良住宅地区調査，東京市，1932.3（国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1448174>）
- 36) 草間八十雄：大東京の細民街と生活の態容，近代都市下層社会 II 貧民街 浮浪者 不良児・貧児（磯村英一監修，安岡憲彦編），明石書店，pp.1047-1070，1990.10（初出は『日本地理体系 大東京篇』，改造社，1930）
- 37) 藤沢靖介：部落・差別の歴史- 職能・分業，社会的位置，歴史的性格，解放出版社，2013.6
- 38) 本節は，次の文献の内容を再構成し，加筆修正したものである。辻原万規彦：現存が確認できた戦前期東京の火災保険特殊地図の原図の全体像，都市整図社版火災保険特殊地図集成 戦前期東京火災保険特殊地図集成，第 2 巻，pp.3-4，2024.5。辻原万規彦：地図研究所による日本における火災保険特殊地図の概要，日本建築学会九州支部研究報告，第 63 号・3〔計画系〕，pp.557-560，2024.3。
- 39) 本節は，次の文献の内容を再構成し，加筆修正したものである。辻原万規彦：第 3 巻収録の「火災保険特殊地図（火保図）製作の経緯について」に関する補遺，都市整図社版火災保険特殊地図集成 戦前期東京火災保険特殊地図集成，第 4 巻，pp.3-5，2024.7。また，火災保険特殊地図作製の経緯については次の文献を参照。小林淳一：火災保険特殊地図（火保図）製作の経緯について-沼尻長治氏からの聞き書きを中心に-，都市整図社版火災保険特殊地図集成 戦前期東京火災保険特殊地図集成，第 3 巻，pp.3-4，



2024. 6。

- 40) 関西大倉学園『学園百年史』編集委員会編：関西大倉学園百年史，関西大倉学園，2002. 12。  
沢井実：戦前・戦中期大阪の工業各種学校，大阪大学経済学，Vol. 57, No. 1, pp. 1-20, 2007. 6。
- 41) 二十周年記念誌編集委員会編：東京都立港工業高等学校 20 周年記念誌，東京都立港工業高等学校，1966. 11。東京都港区教育委員会編：港区教育史-百二十年の教育のあゆみ-上巻，東京都港区教育委員会，1987. 2（デジタル港区教育史所収）。東京都港区教育委員会編：港区教育史 資料編一，東京都港区教育委員会，1997. 9（デジタル港区教育史所収）。
- 42) 本節は，次の文献の内容を再構成し，加筆修正したものである。辻原万規彦：火災保険特殊地図を作製する際に用いられた材料と道具，都市整図社版火災保険特殊地図集成 戦前期東京火災保険特殊地図集成，第 8 巻，pp. 3-5, 2024. 11（刊行予定）。
- 43) 高畑正幸：文房具にまつわる言葉をイラストと豆知識でカリカリと読み解く 文房具語辞典，誠文堂新光社，2020. 1
- 44) 田中経人：文具の歴史，リヒト産業，1972. 11
- 45) 松田辰司：日本標準規格「製圖方式」適用 縦横製圖技術，製圖研究社，1934. 9（国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1235533>）
- 46) 村井操：紙及加工紙，工業圖書，1938. 7（国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1256902>）
- 47) 大庭哲三郎編：株式会社内田洋行 昭和九年版商品綜合型録，内田洋行編集部，1934. 1（国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1027222>）。
- 48) 例えば，久松忠一：製圖描法，出版者不明，1934. 9（国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1121040>）。沢田詮亮：製図器具と製図技法，三共出版，1959. 4（国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/2427046>）など。
- 49) 『通試』，第 7 巻，第 9 号，通試社，1931. 9（国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1514555>）。同誌には後に何度も「ケゼール」の広告が掲載されているが，昭和 6（1931）年 9 月発行の第 7 巻第 9 号に掲載された広告が最も早いようである。
- 50) 坂本胖編：昭和四年版改訂増補 全國文具界大觀 仕入篇，文具界社，1928. 12（国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1076572>）。なお，大正 13（1924）年版の『全國文具界大觀』の東京市芝区の項には小林弘太郎の名前は掲載されていない。
- 51) 山添長四郎：學用品を主にした化學製品の製造法，三圭社，1935. 10（国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1235074>）
- 52) 創業 50 年史編集委員会編：株式会社内田洋行創業 50 年史 文化に培う，内田洋行，1960. 2